

議第百十四号

令和六年度岐阜県流域下水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和六年度岐阜県流域下水道事業の未処分利益剰余金四七八、八四一、七一七円を次のとおり処分するものとする。

令和七年九月十八日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

- 一 資本金への組入れ 二五三、九四三、七一八円
- 二 減債積立金の積立て 二二四、八九七、九九九円

